

## 契約条項の事前開示及び情報提供の考慮要素について

- 1 消費者が事前に消費者契約の条項を容易に知ることができるようにするための契約条項の開示の在り方について、どう考えるか。
- 2 消費者契約法第3条の事業者の情報提供における考慮要素においては、考慮要素と提供すべき情報の内容との関係性を明らかにした上で、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とするよう検討を行うべきとの考え方について、どう考えるか。

### 【本資料の内容】

第1. 契約条項の事前開示について	2
1. 改正民法における定型約款の規定	2
2. 内閣府消費者委員会専門調査会における議論	3
3. 内閣府消費者委員会専門調査会報告書	4
4. 平成30年消費者契約法改正時の附帯決議	5
5. 今後の課題	6
第2. 情報提供の考慮要素について	7
1. 平成30年消費者契約法改正に至る議論について	7
2. 平成30年消費者契約法改正について	8
3. 平成30年消費者契約法改正時の附帯決議	9
4. 民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議	9
5. 類例について	10
6. 今後の課題	10
7. 実態調査	11

## 第 1. 契約条項の事前開示について

### 1. 改正民法における定型約款の規定

#### (1) 定型約款の規定の内容

平成 29 年 5 月 26 日に成立した民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号。以下、この法律による改正後の民法を「改正民法」という。）は、「定型約款」に関する規定を設けている。具体的には、定型取引における契約の内容とするために一方当事者が準備した条項の総体を「定型約款」と定義するとともに、定型約款が契約の内容となるための要件や、定型約款の内容の表示に関する事項等を定めている。

#### 【改正民法（抜粋）】

（定型約款の合意）<sup>1</sup>

第 548 条の 2 定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

- 一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。
- 二 定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

2 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

（定型約款の内容の表示）

第 548 条の 3 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、

<sup>1</sup> 鉄道による旅客の運送に関する取引等については、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 年法律第 45 号。以下「民法整備法」という。）により、それぞれの取引に関する民法以外の法律において特例規定が設けられ、定型約款を契約の内容とする旨を公表していれば、個別の条項についても合意をしたものとみなすこととされている（民法整備法による改正後の鉄道営業法第 18 条の 2 等）。

定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

- 2 定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

## (2) 定型約款の内容の表示についての考え方

定型約款の内容の表示については、改正民法の立案過程において、法務省から次のような説明がされていた。すなわち、定型約款を用いて契約を締結する場面では、相手方も定型約款の中身を逐一見ようとしないうちが多くと考えられるため、常に相手方に事前に内容を開示しなければ契約内容とならないとすると、かえって煩雑になると考えられる。他方で、相手方が、自分が締結しようとし、又は締結した契約の内容を確認することができるようにすることは必要と考えられる。そこで、双方の要請を踏まえ、相手方の請求があった場合には、条項準備者は、定型約款の内容を示さなければならないとする規定を設ける、というものである<sup>2</sup>。

また、改正民法の国会審議において、法務省から、「現行法第1条第2項の信義則を根拠として認められることのある信義則上の情報提供義務のほか、行政法規などが定める重要な情報を提供すべき義務などは、改正法案第548条の3の規定により、契約内容が相手方に表示されたとしても、それにより、当然にこういった情報提供義務が履行されたということにはならないものでありまして、これらの情報提供義務の履行がされたか否かについては、やはり各義務の根拠規定に照らしつつ判断されるものというふうに考えております。」という考え方が示されている<sup>3</sup>。

## 2. 内閣府消費者委員会専門調査会における議論

契約条項の事前開示の論点については、改正民法における規定を踏まえ、第38回、第43回及び第45回の内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会（以下「専門調査会」という。）において議論がされた。

改正民法における定型約款の規定を踏まえ、消費者契約法において契約条項の事前開示に関する規定を設けるべきであるという意見が示され、消費者庁から、現行の消費者契約法第3条第1項に「消費者が消費者契約の締結に先立ち消費者契約の条項を容易に知ることができる状態に置く」という文言を加える提案がされた。

<sup>2</sup> 民法（債権関係）部会資料75Bの11頁。なお、この資料では「定型約款」は「定型条項」と記載されている。

<sup>3</sup> 参議院法務委員会（平成29年5月23日開催）における小川政府参考人の答弁（法務委員会会議録第13号33頁）。

また、学識者委員<sup>4</sup>から、「合理的な方法で、消費者が、契約締結前に、契約条項（民法 548 条の 2 以下の「定型約款」を含む）をあらかじめ認識できるよう努めなければならない（努めるものとする）」という提案もされた。

これらの提案に賛成する意見がある一方で、慎重な検討を求める意見もあり、以下の点が残された課題として整理された。

- ① 改正民法が定型約款の表示（開示）を請求に係らしめている中で、消費者契約の条項については、消費者が事業者に対する開示請求をすることなく容易に知ることができるようにすることを、事業者の努力義務として定めることの是非。
- ② 事業者が努力義務を負うことになる以上、事業者に対して何が要請されるのかということ指針としてより具体的に明らかにする必要がある。

そして、①の点の是非は②の点でどこまでのことが事業者に要請されるかによって影響を受けると考えられることから、②の点をさらに検討する必要があるとされた。

その後、「容易に知ることができる状態に置く」の意義について、「条項全体を表示する、消費者が条項全体を見ようと思ったときにはこれを見ることができるための何らかのひもづけを表示する、消費者から請求を受けたときに対応できるよう準備しておく」との事業者の行為を分類し、オンライン取引等の取引態様ごとに具体例を想定して検討がされた。

以上の検討がされたが、具体的に事業者にどこまでの行為が求められるべきであるかという点について意見が分かれ、コンセンサスを得られなかった。

### 3. 内閣府消費者委員会専門調査会報告書

平成 29 年 8 月の報告書では、次のようにまとめられた。

#### 【「消費者契約法専門調査会報告書」（平成 29 年 8 月）（抄）】

##### 2. 約款の事前開示

約款の事前開示に関する規定に関しては、消費者契約法第 3 条を改正し、「消費者が消費者契約の締結に先立ち消費者契約の条項を容易に知ることができる状態に置く」という趣旨の文言を加えること等により、その内容を事業者の努力義務として定めることが検討された。

また、これに関し、その提案内容をより明確にするためには、いくつかの点で改善が求められるのではないかとし、「消費者契約法において、事業者は、合理的な方法で、消費者が、契約締結前に、契約条項（改正民法 548 条の 2 以下の「定型約款」を含む）を予め認識できるよう努めなければならない（努めるものとする）。」とする提案があり、これを支持する意見があった。

<sup>4</sup> 大澤彩委員、沖野眞巳委員、丸山絵美子委員、河上正二消費者委員会委員長

消費者に対して適用される条件等の契約内容が定められた契約条項については、消費者が消費者契約の締結に先立ち容易に知ることができる状態に置くことが、事業者の抽象的な努力義務として求められること自体には、一定のコンセンサスがあったといえる。

他方、そのような状態を確保するために、具体的に事業者にとりこまの行為が求められるべきであるかという点について意見が分かれ、相手方からの請求があった場合には定型約款の内容を表示しなければならないものとした改正民法の規定や、現行の消費者契約法第3条第1項等の規定でも足りるのではないかという意見や、それらの規定では明らかにされない条項の開示に関する具体的行為を求める趣旨で消費者契約法を改正するべきであるという意見等が出された。

しかし、開示の方法や態様をめぐる懸念は、どうすれば「消費者が消費者契約の締結に先立ち消費者契約の条項を容易に知ることができる状態に置く」こととなるかが具体的に明らかにされていないことに基づくものであり、問題のないところから必要に応じて逐条解説等でその方向性を具体的に示していくことも考えられる。

約款の事前開示については、消費者に対する契約条項の開示の実態を更に把握することなどを経た上で、今後の課題として、必要に応じ検討を行うべきである。

また、消費者委員会の答申（平成29年8月）では、以下の内容の付言がなされた。

【答申書 付言（平成29年8月）（抄）】

なお、当委員会は、専門調査会における報告を受けて、ぜい弱な消費者の保護の必要性等現下の消費者問題における社会的情勢、民法改正及び青年年齢の引き下げ等にかかる立法の動向等を総合的に勘案した結果、特に以下の事項を早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題として付言する。

1 消費者契約における約款等の事前開示につき、事業者が、合理的な方法で、消費者が契約締結前に、契約条件（改正民法第548条の2以下の「定型約款」を含む。）をあらかじめ把握できるよう努めるべきこと。

#### 4. 平成30年消費者契約法改正時の附帯決議

平成30年消費者契約法改正法の審議に際して、衆参両院の消費者問題特別委員会から以下の附帯決議がなされた。

【衆議院 消費者問題特別委員会の附帯決議（抜粋）（平成30年5月23日）】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

四 …消費者が事前に消費者契約の条項を容易に知ることができるようにするための契約条項の開示の在り方についても検討を行うこと。

【参議院 消費者問題特別委員会の附帯決議（抜粋）（平成 30 年 6 月 6 日）】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

六 消費者が消費者契約締結前に契約条項を認識できるよう、事業者における約款等の契約条件の事前開示の在り方について、消費者委員会の答申書において喫緊の課題として付言されていたことを踏まえた検討を行うこと。

## 5. 今後の課題

これまでの議論の経緯に照らすと、本研究会においては、事業者が契約条項を事前開示する努力義務を課すべきかどうかについて、事業者に具体的にどのような行為が求められるのかという点や事業者が生じることとなる負担について勘案しつつ、検討を行っていく必要があるものと考えられる。なお、これらの検討に際しては、改正民法の規律及び事業者の規模や業態への留意も必要となるほか、事業者自らによる契約条項の開示の実態の調査、事業者団体や消費者団体による取組の把握も必要と考えられる。

## 第 2. 情報提供の考慮要素について

### 1. 平成 30 年消費者契約法改正に至る議論について

#### (1) 改正前の規定

##### 【消費者契約法（抜粋）】

第 3 条 事業者は…消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。

#### 2 (略)

#### (2) 内閣府消費者委員会専門調査会の議論

情報提供の考慮要素の論点については、消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキンググループ報告書で、以下の提案がされたことを踏まえ、第 35 回及び 42 回に議論がされた。

##### 【提案】

事業者は、消費者契約を締結するに際しては、消費者の年齢、消費生活に関する知識及び経験並びに消費生活における能力に応じて、適切な形で情報を提供するとともに、当該消費者の需要及び資力に適した商品及び役務の提供について、必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとすることが考えられる。

その後、規定の明確性や具体的内容に関する意見が出され、「消費者の年齢並びに当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験について必要な配慮をした上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない」とする消費者庁提案が検討された。

調査審議の結果、「年齢」を考慮要素とすることは、事業者委員から「年齢に配慮しつつというのが、いったい何を求めていくことになるのか必ずしも明確ではない」等の意見が出された。

#### (3) 内閣府消費者委員会専門調査会報告書

平成 29 年 8 月の報告書では、次のようにまとめられた。

## 【「消費者契約法専門調査会報告書」(平成 29 年 8 月) (抄)】

事業者の情報提供の努力義務を定めた法第 3 条第 1 項を改正し、当該消費者契約の目的となるものの性質に応じ、当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験についても考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない旨を明らかとすることとする。

(考え方)

(1) …考慮すべき要因となる個別の消費者の事情としては、「当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験」のほか、「当該消費者の年齢」等も考えられるが、「知識及び経験」と「年齢」とでは考慮要因として重複する側面があるため、法文上は前者を明示することとして、情報提供は個別の消費者の事情についても考慮した上で実質的に行われるべきであるという趣旨を明らかにしておくことが適当であると考えられる。

(2) なお、「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」では、消費者に対する配慮に努める義務として、「当該消費者の需要及び資力に適した商品及び役務の提供について、必要かつ合理的な配慮をする」ことについての提案が示されていたが、「消費者の需要及び資力に適した商品及び役務」かどうかの判断は事業者側から困難である、商品及び役務の提供に配慮した結果、提供を行わないとすることは、結果として消費者利益を害する場面があるといった指摘がなされ、現時点ではコンセンサスを得ることが困難であった。

したがって、この点については、当面は、不当な勧誘行為があった場合の取消しに関する規律による救済や、各業法における規律に委ねつつ、今後の課題として、必要に応じ検討を行うべきである。

また、消費者委員会の答申(平成 29 年 8 月)では、以下の内容の付言がなされた。

## 【答申書 付言 (平成 29 年 8 月) (抄)】

なお、当委員会は、専門調査会における報告を受けて、ぜい弱な消費者の保護の必要性等現下の消費者問題における社会的情勢、民法改正及び青年年齢の引き下げ等にかかる立法の動向等を総合的に勘案した結果、特に以下の事項を早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題として付言する。

3 消費者に対する配慮に努める事業者の義務につき、考慮すべき要因となる個別の消費者の事情として、「当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験」のほか、「当該消費者の年齢」等が含まれること。

## 2. 平成 30 年消費者契約法改正について

### (1) 考慮要素の追加



事業者の情報提供における考慮要素については、事業者の情報提供の努力義務を定める消費者契約法第3条第1項に、消費者の理解と関連性が高い「知識及び経験」を考慮すべき事情として追加する改正が行われた。

一方で、「年齢」については、「知識及び経験」と重複する側面があることから、法文上明記されなかった。

## (2) 法文

【消費者契約法（抜粋・平成30年改正法による改正後）】

第3条 事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一（略）

二 消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供すること。

## 3. 平成30年消費者契約法改正時の附帯決議

平成30年消費者契約法改正に際して、衆参両院の消費者問題特別委員会から以下の附帯決議がなされた。

【衆議院 消費者問題特別委員会の附帯決議（抜粋）（平成30年5月23日）】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

四 本法第三条第一項第二号の事業者の情報提供における考慮要素については、考慮要素と提供すべき情報の内容との関連性を明らかにした上で、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とするよう検討を行う…こと

【参議院 消費者問題特別委員会の附帯決議（抜粋）（平成30年6月6日）】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

五 本法第三条第一項第二号の事業者の情報提供における考慮要素については、考慮要素と提供すべき情報の内容との関連性を明らかにした上で、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とするよう検討を行うこと。

## 4. 民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成30年民法改正に際して、参議院の消費者問題特別委員会から以下の附帯決議

がなされた。

【参議院 消費者問題特別委員会の附帯決議（抜粋）（平成 30 年 6 月 12 日）】  
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格別の配慮をすべきである。  
一 成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大を防止するための法整備として、早急に以下の事項につき検討を行い、本法成立後 2 年以内必要な措置を講ずること  
1 略  
2 消費者契約法第三条第一項第二項の事業者の情報提供における考慮要素については、考慮要素と提供すべき情報との関係性を明らかにした上で、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とすること。  
3～略

## 5. 類例について

### （1）「生活の状況」

消費者契約法第 4 条第 4 項には、過量な内容の消費者契約の取消しの要件である「当該消費者にとっての通常分量等」の考慮要素として「生活の状況」が挙げられている。

任意後見契約に関する法律第 6 条には、任意後見人の事務を行うに当たって配慮しなければならない要素として、本人の「生活の状況」が挙げられている。民事執行法第 132 条等には、執行裁判所が差押禁止財産等の範囲の変更を行う際の考慮要素として、債務者の「生活の状況」が挙げられている。

### （2）「財産の状況」

金融商品の販売等に関する法律第 9 条第 2 項第 1 号には、金融商品販売業者等が定めなければならない勧誘方針の事項として、勧誘の対象となる者の「財産の状況」が挙げられている。

消費者基本法第 5 条第 1 項第 3 号には、事業者が配慮する責務を負う要素として、消費者の「財産の状況」が挙げられている。

割賦販売法第 35 条の 3 の 20 には、個別信用購入あっせん業者が業務の運営に関する措置を講じる際の考慮要素として、購入者又は役務の提供を受けるものの「財産の状況」が挙げられている。

## 6. 今後の課題

これまでの議論の経緯に照らすと、本研究会においては、事業者の情報提供の考慮

要素を追加すべきかどうかについて、事業者には具体的にどのような行為が求められるのか、どのような負担を生じさせるのかについて勘案しつつ、類例を参考に検討を行っていく必要があるものと考えられる。これらの検討に際しては、事業者の規模や業態への留意も必要となるほか、情報提供の際にどのような要素が考慮されているのかという点に関する事業者の事業活動の実態の調査や、事業者団体や消費者団体による取組の把握も必要と考えられる。

## 7. 実態調査

契約条項の事前開示及び情報提供の考慮要素のいずれについても、事業者の取組の実態を調査する必要があることから、消費者庁において、平成 30 年度内に実態調査（アンケート調査及びヒアリング調査）を行うこととしている。

## 【参考条文】

## ○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

## 第四条

4 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間（以下この項において「分量等」という。）が当該消費者にとっての通常分量等（消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。以下この項において同じ。）を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が既に当該消費者契約の目的となるものと同種のもを目的とする消費者契約（以下この項において「同種契約」という。）を締結し、当該同種契約の目的となるものの分量等と当該消費者契約の目的となるものの分量等とを合算した分量等が当該消費者にとっての通常分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときも、同様とする。

## ○任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）

（本人の意思の尊重等）

第六条 任意後見人は、第二条第一号に規定する委託に係る事務（以下「任意後見人の事務」という。）を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

## ○民事執行法（昭和五十四年法律第四号）

（差押禁止動産の範囲の変更）

第一百三十二条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

（差押禁止債権の範囲の変更）

第一百五十三条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消し、又は前条の規定により差し押さえてはならない債権の部分について差押命令を発することができる。

（差押禁止債権の範囲の変更）

第一百六十七条の八 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押処分全部若しくは一部を取り消し、又は第一百六十七条の十四にお

いて準用する第五十二条の規定により差し押さえてはならない金銭債権の部分について差押処分をすべき旨を命ずることができる。

### ○金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）

（勧誘方針の策定等）

#### 第九条

金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（以下「勧誘方針」という。）を定めなければならない。

2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項

### ○消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）

（事業者の責務等）

#### 第五条

事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

### ○割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）

（業務の運営に関する措置）

第三十五条の三の二十 個別信用購入あつせん業者は、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るため、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、その個別信用購入あつせんの業務に関して取得した購入者又は役務の提供を受ける者に関する情報の適正な取扱い、その個別信用購入あつせんの業務を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行、その購入者又は役務の提供を受ける者の知識、経験、財産の状況及び個別信用購入あつせん関係受領契約を締結する目的に照らして適切な業務の実施並びにその購入者又は役務の提供を受ける者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。